

平成16年5月19日

日本ワイナリー協会

妊娠中や授乳期の飲酒に対する注意表示について

妊娠中や授乳期の飲酒に対する注意表示については、日本洋酒酒造組合及びビール酒造組合において検討が行われ、平成16年4月20日日本洋酒酒造組合アルコール問題対策委員会は別紙1のとおり申合せを、平成16年5月10日ビール酒造組合は別紙2のとおり記者発表を行い、低アルコール度リキュール類等及びビールについて、本年夏以降から容器への注意表示を始めることとしている。

ところで、本件の検討において、日本洋酒酒造組合アルコール問題対策委員会の各委員から上記の酒類に表示を始めれば、他の酒類にも表示を始めないと会社としての統一性に消費者から疑義を持たれることとなる。よって、他の酒類についても資材在庫等の状況を見つつ表示を実施することとなるとの発言があった。

そこで、注意表示の実施は各協会の任意であるが、日本ワイナリー協会としても表示内容の混乱を招かないよう方向を示すこととし、別添のとおり申合せを行うこととする。

なお、本件に関する对外発表は、理事会の了承を得た後、別紙3により協会から業界紙等にリリースすることを予定している。

別 添

平成16年5月19日
日本ワイナリー協会
理事会申合せ事項

果実酒への「妊娠中や授乳期の飲酒に対する注意表示」について

1 目的

果実酒に妊娠中や授乳期の飲酒に対する注意表示を行うことにより、消費者に対する情報発信とする。

2 注意表示の表示対象・文言

事業者は、酒類の容器に「妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。」旨の注意表示を行うことができる。

3 実施時期

平成16年夏以降、各社の判断により順次実施することができる。

4 その他

- (1) 果実酒以外の酒類への注意表示は、この申合せ事項に沿って、順次表示を広げることができる。
- (2) 容器への表示を省略できるもの及び文字の大きさ等は、平成元年国税庁告示第9号「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に沿って、実施することができる。

平成 16 年 4 月 20 日
アルコール問題対策委員会申合せ事項

低アルコール度リキュール類等への「妊娠中
や授乳期の飲酒に対する注意表示」について

1 目的

低アルコール度リキュール類等に妊娠中や授乳期の飲酒に対する注意表示を行うことにより、消費者に対する情報発信とする。

2 注意表示の表示対象・文言

事業者は、酒類の容器に「妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。」旨の注意表示を行うことができる。

3 実施時期

平成16年夏以降、各社の判断により順次実施することができる。

4 その他

- (1) 低アルコール度リキュール類等以外の酒類への注意表示は、この申合せ事項に沿って、順次表示を広げることができる。
- (2) 薬酒・調味酒等、容器への表示を省略できるもの及び文字の大きさ等は、平成元年国税庁告示第9号「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に沿って、実施することができる。

平成16年5月10日
ビール酒造組合
記者発表資料

平成16年5月10日

マスコミ各位

ビール酒造組合
専務理事・中村義一

妊産婦飲酒に対する注意表示について

ビール酒造組合に加盟するビール各社では、妊産婦飲酒に対する社会的な懸念の高まりに配慮し、注意表示のあり方について検討してまいりましたが、①適切な表示内容、②消費者の認知を高める方策、等を勘案した場合ある程度表示内容の統一が望ましいのではないかとの意見もあり、ビール酒造組合内で検討することにいたしました。

この度表示内容について意見の一致に至り、ビールの製品本体に自主的に注意表示をすることといたしましたのでご連絡いたします。

記

1. 表示内容 「妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります」
2. 開始時期等 各社の事情により準備が整い次第順次表示

問い合わせ先：ビール各社

サントリー(株)
アサヒビール(株)
キリンビール(株)
サッポロビール(株)
オリオンビール(株)

平成16年5月20日
日本ワイナリー協会
記者発表資料

平成16年5月20日

各 位

妊産婦の飲酒に対する注意表示について

日本ワイナリー協会では、妊産婦の飲酒に対する社会的な懸念の高まりに配慮し、果実酒への注意表示のあり方について検討してまいりました。

この度、その表示内容について意見がまとまり、果実酒の製品本体に自主的に注意表示をすることといたしましたので、ご連絡いたします。

記

- 1 表示内容 「妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。」
- 2 開始時期 各社の事情により準備が整い次第表示
- 3 その他 (1) 果実酒以外の酒類への注意表示は、上記に沿って、順次表示拡大
(2) 容器への表示を省略できるもの及び文字の大きさ等は、平成元年国税庁告示第9号「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に準拠

日本ワイナリー協会

住所 東京都中央区日本橋2-12-7

電話 03-6202-5728

以上